

事務所コラム

2017年1月30日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F

税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

平成 29 年度税制改正 法人課税編 (NO2-2)

今回は、役員給与等の改正を中心に幾つかの改正項目を概観していきます。

●役員給与等について見直し

(1) 利益連動給与について、改正案では現行の利益指標に株価等の指標（業績連動指標）を追加、また、計測期間も単年度指標から複数年度指標に拡大しています。

これを受けて、業績連動指標に基づく一定の株式数の交付を給与に加えています。

(2) 退職給与で利益等の指標を基礎として算定されるもののうち一定の要件を満たさないものは、その全額を損金不算入とし、これにあわせて、利益連動給与について、指標の対象が複数年になることを受け、業績目標の達成度合いに応じた新株予約権の一定数の交付を給与に加えています。

なお、損金算入の手続に関しては、一定の時期に確定した金銭又は株式数を交付する給与は、事前確定の届出が必要。一方、複数年の期間に連動した金銭、株式等を交付する給与は、報酬委員会等の決定や有価証券報告書での開示等が必要です。

(3) 譲渡制限付株式等について、改正案では、完全子会社以外の子会社役員も付与の対象に加えています。また、非居住者である役員についても損金算入を可としてい

ます。

(4) 定期同額給与の範囲について、改正案では、税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額を定期同額の範囲に加え、柔軟な対応に改めています。

上記改正の適用は、退職給与、譲渡制限付株式及び新株予約権に係る部分は平成 29 年 10 月 1 日以後、その他の部分は同年 4 月 1 日以後に支給又は交付の決議（その決議がない場合、その支給又は交付）をする給与からです。

●中核企業向け投資促進税制の創設

事業主が地域中核事業計画（仮称）を策定（都道府県の認定要）し、高い先進性を有すること（国の認定要）を条件に、機械及び備品等を取得した場合、特別償却 40%（税額控除 4%）、建物等では 20%（税額控除 2%）の特例措置が新設されています。

●中小企業投資促進税制上乗せ措置

生産性向上設備等に係る即時償却等については、中小企業経営強化税制と改組し、経営力向上計画の認定を条件に、対象設備を拡充し、一定の器具備品及び建物付属設備が追加されています。

適用期限は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までです。



譲渡制限付株式
は、かなり普及し
ているようだね！